

令和2年度 第1回 門真市子ども・子育て会議 議事録

- 1、日 時：令和2年2月26日（水）14時～15時
- 2、場 所：文化会館 1階 ホール
- 3、出席者：合田委員長、須河内副委員長、勝川委員、上村委員、土川委員、熊谷委員、林委員、東口委員、安井委員、吉川かおり委員、清水委員、三村委員
- 4、事務局：こども部 内田部長
こども政策課 美馬課長、楠本課長補佐、高橋主査、浅尾係員
保育幼稚園課 西川課長、大中課長補佐
子育て支援課 寺西課長
- 5、傍聴者：0名
- 6、議 題：(1) 「門真市子ども・子育て支援事業計画」の進捗状況について
(2) 家庭的保育事業所等の連携施設について
(3) 門真市公立園最適化基本方針について
(4) その他

7、議事録

（事務局）

定刻になりましたので、ただいまから令和2年度第1回門真市子ども・子育て会議を開催させていただきます。本日は、何かとご多忙の中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日の出席者数は過半数の8名を超えており、この会議は成立しておりますのでご報告いたします。また、本日は、傍聴者の方は、0人となっております。

続きまして、本日の資料確認をさせていただきます。

資料1 門真市子ども・子育て支援事業計画 計画期間における進捗・事業実施状況等について（平成27年度～令和元年度）

資料2 家庭的保育事業者等の連携施設について

資料3 門真市公立園最適化基本方針

参考資料1 門真市子ども・子育て会議 委員名簿

また、当日資料として、「門真市立浜町保育園の廃園に向けた調整計画」をお配りしています。

なお、後日、議事録の作成を行うため、本日の会議を録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。

まず初めに、委員の変更がございましたのでご報告いたします。「参考資料1 門真市子ども・子育て会議 委員名簿」をご覧ください。関係行政機関の職員として、校長会からの選出により、門真小学校校長の齋藤委員から、今回、脇田小学校校長の三村委員に変更になってい

ます。

続きまして、本会議の委員につきまして委員名簿の順にご紹介させていただきます。

まず、委員長を務めていただいております、四條畷学園短期大学 教授 合田委員でございます。

(合田委員長)

よろしくお願いいたします。

(事務局)

副委員長の大阪人間科学大学 教授 須河内委員でございます。

(須河内副委員長)

よろしくお願いいたします。

(事務局)

続きまして、門真市医師会副会長 中塚委員は本日ご欠席です。

続きまして、門真市民生委員児童委員協議会 副会長 勝川委員でございます。

(勝川委員)

よろしくお願いいたします。

(事務局)

続きまして、門真市PTA協議会 顧問の上村委員でございます。

(上村委員)

よろしくお願いいたします。

(事務局)

続きまして、門真市母子寡婦福祉会 会長 土川委員でございます。

(土川委員)

土川です。よろしくお願いいたします。

(事務局)

続きまして、未就学児の保護者の代表として公募の熊谷委員です。

(熊谷委員)

よろしくお願いいたします。

(事務局)

続きまして、守口門真商工会議所女性会の 吉川佐希子委員でございますが、本日も欠席でございます。

続きまして、連合大阪守門地区協議会 事務局長の林委員でございます。

(熊谷委員)

よろしくお願いいたします。

(事務局)

続きまして、社会福祉法人交野ひまわり園 理事長 東口委員でございます。

(東口委員)

東口です。よろしくお願いいたします。

(事務局)

続きまして、学校法人大阪東学園 理事長の足立委員でございますが、本日も欠席でございます。

続きまして、智鳥保育園 副園長の安井委員でございます。

(安井委員)

よろしくお願いいたします。

(事務局)

続きまして、市民の代表として公募の吉川かおり委員でございます。

(吉川委員)

よろしくお願いいたします。

(事務局)

続きまして、門真市立砂子みなみこども園 園長 清水委員でございます。

(清水委員)

よろしくお願いいたします。

(事務局)

最後に、脇田小学校 校長の三村委員でございます。

(三村委員)

三村でございます。よろしくお願いいたします。

(事務局)

また、事務局側につきましても、昨年度からこども政策課長が異動で新しくなっておりますのでご紹介させていただきます。

こども政策課課長の美馬です。

(事務局 (美馬))

美馬でございます。よろしくお願いいたします。

(事務局)

それでは、これ以降の会議の進行につきましては、委員長に一任したいと思います。委員長、よろしくお願いいたします。

(合田委員長)

皆さん、改めましてこんにちは。お忙しい中、ご参集いただき、また、コロナ禍の状況の中で、いろいろな立場の方々が大変な状況の中でお越しいただき、本当に恐縮します。門真市のためにも、今年度改めての会議ということで、闊達なご意見を頂けたらありがたいと思います。それでは、次第に沿いながら、進めさせていただきたいと思います。

初めに、議題1「門真市子ども・子育て支援事業計画」の進捗状況につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、議題1「門真市子ども・子育て支援事業計画」の進捗状況について、事務局よりご説明させていただきます。

お手元に、冊子になっております資料1「門真市子ども・子育て支援事業計画 計画期間における進捗・事業実施状況等について」をご用意ください。

例年、「門真市子ども・子育て支援事業計画」の進捗状況について、本会議においてご報告を行っており、今年度は令和元年度分の報告を行うものですが、令和元年度は「門真市子ども・子育て支援事業計画」の5箇年の計画期間の最終年度となっていますので、この計画期間5年間での進捗状況についてご報告するものです。

昨年度より、本計画の進捗状況を踏まえて第2期計画の策定を進めてまいりましたので、昨年度ご報告させていただきました内容と重複する部分も多くなっておりますがご容赦願います。

それでは、資料2ページ「1. 計画期間における子ども・子育てに関する状況」、「(1)門真市内の就学前児童人口の減少について」をご覧ください。本市では就学前児童人口の減少が進んでおり、平成31年4月1日時点では、平成27年4月1日時点の約85%程度まで減少しています。また、3ページのグラフのとおり、1年後の就学前児童人口が減少しており、少子化に加えて、出生を契機とした他都市への転出があるものと思われ、今後さらに、子育てしやすいまちづくりに取り組んでいくことが必要であります。

4 ページ、「(2)保育ニーズについて」をご覧ください。グラフのうち、棒グラフ全体が就学前児童数、下部の黒くなっている部分が幼稚園・認定こども園の1号を除く、保育所等の認可保育施設を利用している児童数、折れ線グラフは保育施設利用率の推移となっています。このグラフから、女性の就業率の高まりに伴い、保育所等を利用する保護者が増えたことがわかります。

5 ページ、「(3)保育ニーズの調査結果にみる状況の変化」をご覧ください。①母親の就労状況の変化として、グラフを掲載していますが、就学前児童・小学生の母親の就労状況について、フルタイムやアルバイト等で働いている人が前回調査の5年前よりも大幅に増加しています。このため、保育施設を利用する児童の割合が増加しています。②放課後児童クラブの利用についても、保育施設と同様に利用が増加しています。

6 ページ「2. 幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み等について」(1)幼児期の教育・保育の計画期間の進捗について、①認定こども園の普及についてをご覧ください。計画に基づき、認定こども園の普及のため、幼稚園・保育所からの移行支援をおこない、平成27年4月1日時点で市内に3園のみであった認定こども園は令和2年4月1日時点では14園に増加しました。保育ニーズ調査でも、利用希望で認定こども園が上位にきており、認定こども園が就学前教育・保育の選択肢として広く認知されるようになりました。公立園においても、平成30年4月1日に南保育園、南幼稚園を統合した門真市立砂子みなみこども園を開園し、市南部の拠点としての役割を持たせています。

7 ページ「②待機児童の解消と定員超過の解消について」をご覧ください。保育所、認定こども園、小規模保育事業所の在籍状況について、在籍者数が定員数を上回り、在籍割合が100%を超えている状況が続いていましたが、施設整備等により定員数が増加したことに伴い、平成30年には98.6%と定員超過を解消しています。下部の表になりますが、平成28年4月1日時点では待機児童が33人発生していましたが、施設の定員数増加により、平成31年4月1日時点では待機児童が解消しました。

8 ページ「③幼児期の教育・保育の今後の課題について」をご覧ください。これまでも、本会議で議論いただいておりますとおり、待機児童はほぼ解消した状態となりましたが、今後保育施設等の利用希望率の増加以上に就学前児童人口が減少していくと推計されるため、第2期計画期間では、量の見込みが就学前教育・保育施設の定員数を下回り、段々と差が広がっていく見込みになっています。そのため、今後は就学前児童人口の増加を図るためにさらなる子育て支援施策の充実の取組を進めながら、既存施設が安定的に運営できるよう、保育ニーズに合わせた利用定員の調整を検討・実施してきます。

9 ページ、「(2)地域子ども・子育て支援事業の計画期間の進捗について」をご覧ください。「①計画期間の実績について」は、この冊子の17ページ以降に、地域子ども・子育て支援事業のそれぞれの事業について、計画期間での利用実績、計画上の量の見込み・確保方策との比較等を掲載しています。時間の関係上、一つ一つの事業の説明については、省略させていただきたいと思います。

9 ページの「②地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について」をご覧ください。そちらに記載のとおり、妊婦健康診査事業や一時預かり事業、時間外保育事業等については、就学前児童人口の減少に伴い全体的に事業の利用者数が減少傾向にあります。一方、放

課後児童クラブの利用者は増加傾向にあります。また、平成27年4月1日時点では放課後児童クラブにおいても待機児童が発生していましたが、学校の教室利用に係る協定の締結などの取組により、平成30年度には4月1日時点の待機児童が解消し、平成31年4月1日及び令和2年4月1日時点においても発生していません。ショートステイ・トワイライトステイにおいては、令和元年7月から新たに事業を開始し、今後とも周知・活用に取り組んでいきます。病児・病後児保育については、北部地域に病児保育室が1か所だったところ、平成29年度に南部地域に病後児保育室を新たに開設し、南部地域の利用ニーズにも対応できるように改善を行いました。しかし、令和2年1月末に北部の病児保育室が閉室したため、早急に新たな病児保育室の確保を進めており、10月末頃には、大和田駅前に医療法人医之和会の運営する「スマイルこどもクリニック病児保育すまいる一む」が開園予定となっております。また、今後第2期計画においては、実際の利用状況や利用ニーズを踏まえながら、さらに病児・病後児保育室の設置検討を進めていきます。

10ページ「③計画期間中の進捗について」として、地域子ども・子育て支援事業について計画期間の主な事業拡充内容を表にして記載しています。平成30年4月1日からは妊婦健康診査の公費負担額拡充、平成31年4月1日には保健福祉センターに地域子育て支援センターひよこる～むを開設するとともに、子育て世代包括支援センターひよこテラスを開設する等、子育て支援策の拡充に努めてきました。

すいませんが、長くなりますので、一度ここまでの説明について議論いただけたらと思います。

(合田委員長)

ありがとうございます。そうしましたら、10ページまでのこれまでの進捗状況について、事務局から説明がありましたが、何かご意見やご質問はございましたら、挙手の上、よろしくお願ひします。

(東口委員)

よろしいですか。

(合田委員長)

はい、東口委員お願ひします。

(東口委員)

昨年10月より、全国的に幼児教育・保育の無償化が始まりまして、3歳以上は無償になったと思います。ところが、門真市についてはその前、昨年度4月から3歳児、その前年から4歳児、そのさらに前年からは5歳児のみの無償化を行ってきて、その結果として、どのような効果があったのかという検証がここに載っていないので、その辺をお聞かせ願ひしたいのと、その時にあった、この、先の見えた予算といえますか、そのために使ったような財政のお金、これの子育て支援策に使うような方策は、ここでは議論できないのかなという質問です。

(合田委員長)

今、東口委員の方から、昨年10月から一斉に無料化が始まったところですがけれども門真市の場合は独自に、それ以前から取り組まれてきた。それに対する検証と、その関連する予算についての問いかけがありましたので、事務局、どうでしょうか。

(事務局)

まず、効果なんですけれども、4歳児・3歳児まで拡大したということで、人口が減少する減少幅は一定抑えられたと考えています。

保育幼稚園課の大中です。無償化の効果についてなんですけれども、過去に、3歳児・4歳児の無償化を行った際に無償化のアンケートを実施しておりまして、その中では、約7割の方から、「門真市に住み続けたい」であったり、「さらに子どもを持ちたい」というような意見がありましたので、概ね良好な効果があったと言えるのかな、と考えています。3歳児が無償になってからの、3～5歳児の無償化については、現在アンケートを実施しておりまして、そこらはまだ集計しているところでございます。

また、財源を使ってどういったことができるかというところなんですけれども、国の無償化が始まったときに、2号認定の副食費の部分は国では実費徴収という形になっているんですけれども、門真市ではその部分を市で単独で補助金を入れて保護者の負担の軽減を図っているところでございます。また、今既に国で一部世帯、年収360万円未満の方については副食費の無償化されているんですけれども、それ以上の世帯については国の副食費の無償化の対象に入っておりませんので、そこについても市の方で拡充も含めて検討できないかなと考えているところでございます。

(合田委員長)

事務局の説明は以上でよろしいでしょうか。東口委員、よろしいでしょうか。

(東口委員)

はい、結構です。

(合田委員長)

わかりました。ありがとうございました。では、他いかがでしょうか。もしなければ継続して11ページ以降の説明をしていただきますけれども。

(意見なし)

では、事務局は引き続き説明をお願いします。

(事務局)

それでは、引き続きご説明させていただきます。

11ページの「3. 各施策の実施状況について」をご覧ください。「①計画期間の各事業の実績について」は、この冊子の後方27ページからのA3のとじ込み「門真市子ども・子育て支援事業計画 各事業の進捗状況表」に、計画に記載の事業について、令和元年度及び計画期間5

年間の進捗を掲載しています。こちらにつきましても、時間の都合上個々の説明は省略させていただきたいと思っておりますので、それぞれの事業についてはこちらの資料をご確認いただきたいと思います。

11ページに戻っていただきまして、「②重点施策について」で重点施策としていたそれぞれの項目についての進捗について説明します。

まず、(1) 幼児期の教育・保育の充実 ①教育・保育の質の向上については、移行支援による認定こども園の普及や、奨励金の支給等保育士確保の取組等を進めるとともに、施設整備による保育環境の充実に努めてまいりました。今後第2期計画でも、重点施策(1) 子育てがしやすい環境のさらなる充実として引き続き保育士確保や研修等の開催による保育士等の資質の向上など、教育・保育の質の向上につながる取り組みを進めていきます。

②認定こども園の普及については、先ほどもご説明しました通り、移行支援等により、市内で3園だった認定こども園は14園まで増加しました。現時点で移行を希望する園の移行は完了し、ニーズ調査においても、認定こども園が就学前教育・保育の選択肢として広く認知されるようになりました。③就学期への円滑な接続については、門真市就学前教育・保育共通カリキュラムの策定、中学校区単位での連携会議等により、就学前教育・保育と小学校との連携を深めてきました。今後第2期計画でも、重点施策(2) つながりのある教育の推進として、共通カリキュラムの普及・合同研修等により、就学前教育・保育と小学校との連携を強化するとともに、地域や家庭も含めてより連携を深めていきます。

(2) 地域での子育て支援の充実については、①地域子育て支援拠点等での支援の充実、②地域で支えあう体制づくりを掲げていましたが、保健福祉センターに地域子育て支援センターひよこる〜むを設置、利用者支援事業の基本型・母子保健型とを合わせて子育て世代包括支援センターひよこテラスとして整備する等、保護者同士の交流の場や子育てに関する相談の場の確保に努めてまいりました。今後も重点施策(1) 子育てがしやすい環境のさらなる充実で、就学前教育・保育施設を利用していない家庭への支援もさらに進めていきます。

(3) 子育てしやすいまちづくりの推進としては、①子育て世帯が安心して外出できる環境づくり、②安全・安心に子育てできるまちづくりを掲げていましたが、交通事故の多い交差点部分や通学路においてのカラー舗装・歩道防護柵の設置や更新、赤ちゃんの駅の設置拡大による安心して外出できる環境づくり、登下校時の見守りや防犯カメラの設置促進・防犯灯のLED化促進等の犯罪抑止等様々な施策で安全・安心のまちづくりを進めてきました。本市における全刑法犯認知件数については、平成26年の2,578件から令和元年には1,343件と約47%減少しています。今後も第2期計画で、重点施策(3) 地域で子どもを見守る安全・安心のまちづくりで、虐待・犯罪・事故を未然に防ぐことができるよう、道路等の整備に加え、子どもの未来応援ネットワーク事業等支援の必要な子どもがもれなく救われるように地域で子どもを見守っていく体制づくりを進めます。

最後に15ページの4. 計画期間終了後についてをご覧ください。今後は、本計画を引き継いで策定しました門真市第2期子ども・子育て支援事業計画により、引き続き子育て支援施策を推進してまいります。

長くなりましたが、議題1「門真市子ども・子育て支援事業計画」の進捗状況についての説明は以上です。

(合田委員長)

ありがとうございました。では、引き続きまして今説明がありました11ページから15ページまでの説明の中で、ご意見・ご質問ありましたら、挙手の上よろしく申し上げます。

いかがでしょうか。大丈夫でしょうか。特に質問・ご意見がないようですので、議題1についてはよろしいでしょうか。

(意見なし)

ありがとうございます。でしたら、続きまして議題2 家庭的保育事業者等の連携施設について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

お手元に「資料2 家庭的保育事業者等の連携施設について」をご用意いたします。

まず、1. 前提として、家庭的保育事業者等、つまり本市の場合は小規模保育事業所が該当しますが、小規模保育事業所は法令に基づき下記にあります、①から③に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を確保しなければならないとされております。

連携協力に係る事項としまして、

- ① 保育内容の支援として、集団保育体験の機会の設定や保育に関する相談・助言その他の保育の内容に関する支援
- ② 代替保育の提供として、職員の病気・休暇等により保育の提供ができない場合に代わって保育を提供すること
- ③ 卒園後の受け皿の設定として、家庭的保育事業者等を卒園した児童の受け入れ枠を設定すること

に、なりまして、小規模保育事業所はこの3要件を満たす連携施設を必ず設定しなければなりません。猶予期間があり、もともと令和元年度末までに連携施設を確保しなければならないとされていたところが、全国的にも連携施設の確保が進んでいない現状からさらに5年間延長され、令和6年度末までに設定しなければならないことになっています。

次のページをご覧ください。

2. 現状についてですが、現在市内にある小規模保育施設14施設のうち、3要件の全てについて連携施設を設定しているのは5施設のみです。また、この5施設の連携先は全て同一の法人が経営している園で、さらに卒園児の受け入れ枠としては、幼稚園や認定こども園の1号枠となっています。

連携施設が必要な3要件のうち、最も設定が難しいと思われるのが「③ 卒園後の受け皿の設定」です。四角で囲んでいる中になりますが、連携施設の設定が進まない理由として、

1つ目が、連携先の施設も自園の2歳児の持ち上がりがあるので、連携施設の設定を行えるほど十分な空き枠がない園もあります。例に記載のとおり、小規模から卒園児4人を受け入れてほしいと言われても、2歳児クラスと3歳児クラスの定員数に4人以上の差がなければ、小規模はさらに別の事業所にも連携施設の設定を依頼しなければなりません。

2つ目が、連携施設を設定したとしても、保護者のニーズは様々なので必ずしも連携先の園

への入園を希望するとは限りませんが、連携施設側は定員以上の連携枠の設定はできません。

3つ目が、連携施設を設定しなくても、市が利用調整の際に、小規模保育事業所の卒園児童が次の施設に入園しやすいよう、3点加点を行っているため、卒園後の児童がどの施設にも入れないということはない状況になっており、実際に問題が発生していないため、逼迫した問題となっていない現状があります。

利用調整での3点加点というのは、例えば「父母のいずれかが市内の教育・保育施設で保育士等として働いている場合」と同程度の加算になり、加点がない児童に比べて保育所等の保育施設に入所しやすくなります。

また、枠外に記載していますが、この「③ 卒園後の受け皿の設定」については、もともとの制度上、連携元の小規模保育事業所を卒園した児童が必ず連携施設に入園できる反面、より保育が必要な児童が3歳児から連携先の施設に入所を希望しても、連携元の小規模保育児童が優先されるという問題点もあります。

次のページをご覧ください。

3. 基準の改正について、になります。この度、国で、この連携施設の設定について定めた省令の改正が行われました。

内容は、資料真ん中のあたりに記載していますが、「市が保育所等への入園の利用調整を行うにあたり、小規模保育事業所で保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置等を行う場合は、連携施設の3要件のうち、「③ 卒園後の受け皿の設定」の設定を不要にする」というものです。

この、国の省令の改正を受けて、本市でもこの9月議会において条例を改正しました。

今回の改正により、市が小規模保育事業所の卒園児童を優先的に取り扱うような措置を講じた場合には、連携施設の3要件のうち、「③ 卒園後の受け皿の設定」が不要とすることができるようになります。

連携施設設定の3要件の、ほかの部分の「①保育内容の支援」「②代替保育の提供」については、引き続き令和6年度末までに連携施設の確保が必要になります。

次のページに進みまして、4. 今後の連携施設設定の対応についてですが、

1. 市が、小規模保育施設の卒園児については、保育所等へ入園するにあたり利用調整時に3点を加算するという優先的に取り扱う措置を実施していること
2. 1. の優先的に取り扱う措置（利用調整時の3点加点）により、小規模保育施設の卒園児はいずれかの施設には入園できている状況であること

以上の2点から、今回の基準条例の改正を受けて、連携内容のうち、③卒園後の受け皿の設定を不要とします。

なお、引き続き、小規模保育事業所が③卒園後の受け皿の設定を行うことも可能であり、その場合は、当該小規模保育事業所から連携先に入園を希望する園児については、他の申込児童に優先して利用調整を行い、当該小規模保育事業所の卒園児で、連携施設でない園への入園を希望する児童には、利用調整の際に3点を加算します。

上記の措置を講ずることにより、小規模保育事業所に対し連携施設の設定を働きかけ、すべての小規模保育事業所が、連携施設を確保できている状況を目指します。

連携施設の設定については、この場でご意見を頂戴し、大きな問題点がなければ、今後の取り扱いについては以上の事務局案のとおりとしたいと考えております。説明は以上です。

(合田委員長)

ただいま、議題2 家庭的保育事業者等の連携施設についての説明がありました。まず、何かご意見・ご質問ありましたら、挙手の上よろしく申し上げます。

(意見なし)

複雑な説明だったため、難しい部分もあったかと思うんですけども、要するに3要件を満たしたということを前提として、連携施設を作りなさいという国の方針だったんですけども、先ほどありましたように門真市の場合は14施設中満たしているのは5施設であるということで、そこで、全国的な対案としては、期間を延長するという前提だということで、そういう理解だということで、意見というのはどういうところについて出していただけたらいいですかね。

(事務局)

今回の改正で、これまでは、小規模保育事業所は、どこかの園と卒園後の受け皿として、必ず卒園児が4人なら4人分を確保しなければならない、入園先を作らなければいけなかったんですけども、それを、設定しなくても、現在門真市内にある園では、小規模保育事業所を卒業された方はどこかの園には入れるという状況にありまして、また、それは3点加算しているというのもあるんですけども、それで、今回国の方も、そういった状況であれば、連携施設の確保のうち、卒園後の受け皿の確保の部分については、設定しなくても良いと。それ以外の保育内容の協力、保育士の代替については、引き続き、どこかの園と連携施設を作ってくださいというような内容になりまして、保育所等にしても枠を確保するのがなかなか難しいというがあるので、ここの改正をすることで、比較的、市内の小規模保育施設の連携施設の設定が、より進むのではないかとということで取り扱いを変更させていただきたいというところ です

(合田委員長)

ありがとうございます。今、より分かりやすく説明していただいたと思うんですが、何かご質問・ご意見ありましたらお願いします。

では、東口委員お願いします。

(東口委員)

実際我々は受け入れ側の連携施設にあたるわけなんですけれども、卒園後の受け皿についてはおそらくそれで可能かと思えます。ただし、この2番の代替保育の提供、これはかなり難しいんじゃないかと思うんですけども。この要件があるがために、連携したくないというような施設が多いかと思われます。ですので、その辺りもなにか未来に向かって、将来に向かって策定する必要もあるのではないかという気もいたします。急な病気などであれば、仕方ない部分もあるのですが、休暇を取るのになぜ連携先の施設が手伝わないといけないのかというのが正直な気持ちかな、と思うんですよね。こちらはこちらで手いっぱいやっているのに、というのが各園の思いだと思いますのでその辺もちょっとどうなんだろうと。国の規定なので、

どうしようもないかとは思いますが、もしなにか機会があればその辺りを見直すようなことも、上の方に進言されるとよろしいかなと思います。

(合田委員長)

ありがとうございました。でしたら今東口委員から意見が出ましたので、事務局お願いします。

(事務局)

貴重なご意見ありがとうございます。確かに、保育所等からすればその辺り、人員の問題等がありますのでなかなか難しいというのは、事務局としても思うところではございまして、東口委員が先ほどおっしゃったように、国等への提言の機会があれば提言してまいりたいところではございますし、将来的には、例えば公立園でそういった役割を担うこと等も検討していけるのかということも内々では考えているところではあります。また、法令上は保育士の連携の部分は、市が認める場合という条件はあるんですけれども、小規模保育事業者同士でも連携できるということになっておりますのでそういった方法も検討していきたいと思います。

(合田委員長)

ありがとうございました。東口委員よろしいですか。

(東口委員)

はい。

(合田委員長)

でしたら他、いかがでしょうか。

(意見なし)

よろしいでしょうか。でしたら基本的には今事務局から説明していただきました案を承認する、こちらの会議の方では、承認するという形をとらせていただくということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

でしたら承認させていただくということで、ただ今の東口委員の意見も事務局の方で検討させていただく、考えていただくということでよろしくをお願いします。

では議題2は終わります、議題3 門真市公立園最適化基本方針について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは、議題3 門真市公立園最適化基本方針について、ご説明させていただきます。

「資料3 門真市公立園最適化基本方針」をお手元にご用意ください。

この基本方針の策定にあたっては、有識者や就学前教育・保育施設関係者、市民の代表などで構成する「門真市公立園最適化検討委員会」を設置し、今後の門真市の公立園の最適な在り方について検討を行い、令和元年12月に答申書を市長へご提出いただきました。

その答申書の趣旨を踏まえ、令和2年3月に、お手元の門真市公立園最適化基本方針を策定しました。

基本方針の主な内容といたしましては、10ページ以降をご覧くださいなのですが、現在4園ある公立園について将来的に国道163号を境として南北に1園ずつに再編するというもので、南部は現在の砂子みなみこども園を存続させ、北部については、浜町保育園、上野口保育園、大和田幼稚園を統廃合し、認定こども園へと再編するものでございます。

とりわけ、浜町保育園については、現在仮設園舎で保育を行っており、その使用期限が令和4年3月までとなっていることから、早急に対応を行わなければならない、今後、さらなる就学前児童の人口の減少が見込まれていること等に鑑み、廃園する方針としております。

また、13ページから「就学前教育・保育等の充実・発展のために公立園が果たしていく役割」として、

- ・市全体の教育・保育の質の向上を図るため、職員の専門的資質等を育成すること
- ・子育て世帯の負担軽減を図る地域子育て支援を実施すること
- ・市全体で障がいのある子ども等をより受け入れやすい体制を構築すること

14ページになりますが、

- ・市内各施設の交流を促進すること

の4項目を掲げ、公立園が中心的な存在として取り組みを進めていくことを記載しています。

今後は、この基本方針に示す方向性に基づき、公立園の再編を進めていく予定としておりますのでご報告させていただきます。

なお、参考としましてお手元に、「門真市浜町保育園の廃園に向けた調整計画」を配布させていただいております。基本方針で廃園の方向性を示した、浜町保育園につきまして、本園7月に廃園に向けた調整計画を個別に策定しております。

内容としましては、4ページ・5ページをご覧くださいなのですが、

「4. 浜町保育園在園児の保育環境の確保」になりますが、現在の仮設園舎の利用期限後の令和4年4月以降の在園児の保育環境の確保方策として、「(1) 近隣の私立保育所・認定こども園等への転園」としまして、転園希望者に対する優先的な入所の実施と転園に係る初期費用等の補償を検討することとし、

「(2) 公共施設を一部改修し活用する施設での保育」としまして、転園を希望されない方につきましては、市役所の庁舎を一部改修し、施設整備を行うことで、浜町保育園として引き続き保育を提供することとしております。また、在園児が全て卒園する令和7年3月を持って廃園とすることとしております。

今後は、この計画に基づいて、浜町保育園の廃園に向けた取組を進めていく予定としておりますので、こちらも併せてご報告をさせていただきます。

説明は以上でございます。

(合田委員長)

ありがとうございました。ただいま議題3 門真市公立園最適化基本方針について説明がありました。今の説明に対して、何かご意見やご質問はございましたら、挙手の上よろしく願います。

では安井委員をお願いします。

(安井委員)

廃園に伴って希望があれば他の園に転園ということで、転園を希望されない方は市役所の方に園を作るということでしたけれども、どれくらいの方が転園を希望されて、どれくらいの方数はそのまま残ることを希望されているのでしょうか。

(事務局)

今回の調整計画を策定する前に、保護者の方に意向調査のアンケートを取りまして、対象の児童34名中、21名の方が、庁舎を改修した園を選ばれており、転園を希望される方が11名、その他意向を迷っている方が2名です。

(安井委員)

すいません、こちらの3ページに書いてありましたね。転園を希望せずに残られる方は、どういう理由で転園を希望されないのでしょうか。

(事務局)

おそらくはなるんですが、転園を希望される方は、新しく作る市役所の保育園というのが、今の子育て支援課のある分館の一階を改修して行うことを検討しておりまして、浜町保育園にはなるんですが、今よりもかなり小規模になるということで、園庭であるとかプールであるとかにかなり制限がありまして、今まで通り行事ができるかどうかというところもあるので、そのあたり保護者の方に説明をしましたところ、それだったらもう少し大きい園に行きたいという方もいらっしゃったというところなんです。逆に、これからも今の浜町保育園の先生の保育を希望される方については、分館を改修した園に行きたいという意見もあるというところなんです。

(合田委員長)

安井委員よろしいでしょうか。

(安井委員)

はい、ありがとうございます。

(合田委員長)

でしたら他に何かご意見ご質問がありましたらお願いします。

(東口委員)

ちょっと確認なんですけれども。

(合田委員長)

東口委員お願いします。

(東口委員)

とりあえず公共施設を改修した施設での保育が始まるまでは、転園の優先入所を受け付けるといことなんですけれども、実際に分館で保育を受けてみて、やっぱり転園したいという人が現れた場合は優先ではないという考えでよろしいでしょうか。

(事務局)

おっしゃる通りです。通常の利用調整での転園となります。

(東口委員)

はい、わかりました。

(合田委員長)

東口委員よろしいでしょうか。ありがとうございました。

他、なにかご意見ありますでしょうか。

(意見なし)

でしたら、議題3 門真市公立保育園最適化基本方針については特に意見がないということで、続きまして議題4 その他として、事務局より何か連絡ありましたらよろしくをお願いします。

(事務局)

事務局より、議題4 その他としまして、本会議の今後の開催予定についてお伝えさせていただきますが、現在のところ、今年度中の開催の予定はございません。

今後、ご審議いただかなければならない議題ができましたら、ご連絡させていただきますので、その時は、公私ともにご多忙の中とは存じますが、何卒よろしくをお願いします。

(合田委員長)

ありがとうございました。でしたら今その他として今年度の会議の予定は今のところないということで、必要に応じてまた連絡しますということでございましたが、ただいまの事務局の説明に対して、何かご意見やご質問ありましたらお願いいたします。

(意見なし)

よろしいでしょうか。でしたら、特にないようですので、本日の議題は全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和2年度第1回門真市子ども・子育て会議を終了いたします。皆様あ

ありがとうございました。

(以上)